

国立大学法人東京農工大学期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算取扱細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2条 教育職俸給表の職務の級5級の職員のうち、100分の20の加算割合を受ける者は、第4条に定める数の枠の範囲内で、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組織運営規則に規定する副学長及び本部長</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2条 教育職俸給表の職務の級5級の職員のうち、100分の20の加算割合を受ける者は、第4条に定める数の枠の範囲内で、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 組織運営規則に規定する副学長</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>本部長廃止による</p>

附 則 (令和5年4月1日細則第5号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。